

条件付き一般競争入札実施公告

下記の業務については、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年1月26日

青森市長 西 秀記

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 青森市役所庁舎清掃等業務委託
- (2) 履行場所
- (3) 履行期間
- (4) 予定価格（税込）
- (5) 入札方法
- (6) 落札を制限する制度

【別記】1のとおり

2 入札参加資格

条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により委託業務について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (4) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 当該業務の入札に参加する時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始

の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (6) 事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員となっている者は入札に参加できない。
- (7) その他【別記】2に示す資格に該当する者であること。

3 契約条項を示す場所

契約条項は、総務部管財課及び市ホームページにおいて閲覧することができる。

4 仕様書の閲覧及び配付

本業務に係る仕様書は、提出期限日までに、ファクシミリにより仕様書受領予約兼受領書(様式第5号)を提出することにより総務部管財課で閲覧及び配付を受けることができる。また、受領書を提出することにより総務部管財課から閲覧及びダウンロード用のパスワードを発行することから市ホームページ 令和6年1月26日公告(条件付き一般競争入札公告)総務部管財課執行分【1件】において閲覧及びダウンロードを行うことができる。

5 質疑応答

入札に参加しようとする者のうち、本業務に係る仕様書に関して質疑がある者の質疑書の提出方法及び回答方法は【別記】3のとおりとする。

6 入札参加資格の審査

資格審査における提出書類、提出期限日及び提出方法は、【別記】4のとおりとする。

7 入札参加申請

入札参加資格があると認められた者による入札参加申請の提出書類、提出期限日及び提出方法は、【別記】5のとおりとする。

8 入札保証金

【別記】6のとおり。

9 入札執行の日時及び場所等

【別記】7のとおり。

10 入札の方法

- (1) 入札は、定刻に提出(入札箱に投入)する方法により行うものとする。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

- (3) 入札書等の差替え又は撤回は、認めないものとする。
- (4) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、青森市建物清掃等業務条件付き一般競争入札実施要領（令和2年12月24日実施）第12条の規定により、再度入札を行うこととした場合は、この限りでない。なお、この場合において、初回の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加できないものとする。

1.1 入札の辞退

上記7により入札参加申請をした者が当該入札を辞退しようとする場合は、【別記】7に示す入札の開札予定日時までに、郵送又は書面により辞退申請書を総務部管財課へ提出しなければならない。

1.2 入札の無効

財務規則第117条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 申請書等を提出していない者が行った入札
- (3) 10に定める入札の方法以外の方法による入札
- (4) 予定価格の制限の範囲を超える入札
- (5) 積算内訳書の提出がない入札及び入札金額と積算内訳書に記載された金額が合致しない入札
- (6) 総合評価提出用書類を提出していない者が行った入札

1.3 入札中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

1.4 一般競争入札（総合評価落札方式）の落札者決定基準

- (1) 評価基準、評価方法及び落札者の決定方法
入札説明書による。
- (2) 総合評価方式に関する手引き及び提出用書類等
青森市ホームページ内「総合評価落札方式（建物清掃等業務）」
(https://www.city.aomori.aomori.jp/keiyaku/202101sougouhyouka_tatemonoseisoutou.html)

1.5 契約保証金

【別記】 8 のとおり。

1.6 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から5日（期限の日が青森市の休日に関する条例（平成17年青森市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 落札決定後、当該業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないものとする。

1.7 その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、関係法令及び入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に係る特記事項及び入札に用いる様式等は【別記】9のとおりとする。

1.8 担当課

【別記】 10 のとおり。